

療養病床の転換を円滑に進めるための介護老人保健施設等 の施設基準の見直しに係る諮問について

I これまでの経過

- 療養病床の問題は、昭和48年の老人医療費無料化以降、病院が高齢者介護の受け皿となってきた「社会的入院」問題として、30年来の懸案となっていたもの。
- 療養病床の在り方については、医療提供体制及び医療保険・介護保険の両面にわたって一体的に見直し、療養病床を医療の必要性が高い患者を受け入れる病床に再編成する改革を進めることとし、平成18年2月に国会提出した「健康保険法等の一部を改正する法律案」に「介護療養型医療施設を平成23年度末をもって廃止すること」等を内容とする介護保険法等の改正を盛り込み、当該法律案は、平成18年6月に可決・成立したところである。
- 長期にわたる療養を必要とする患者のための病床である療養病床については、医師の指示の変更がほとんど必要のない者も利用している実態があることから、
 - ① 医療の必要性の高い者を受け入れる病床に限定して医療保険で対応するとともに、
 - ② 医療の必要性の低い者については、こうした者が利用している療養病床を平成24年3月31日までの間に介護老人保健施設等に転換することにより、再編成を進めることとしている。
- このような基本方向に沿った療養病床の転換を進めるため、平成18年7月には、平成23年度末までの経過措置として、介護療養型医療施設について、医師、看護職員の配置が緩和された「経過型介護療養型医療施設」等を

創設するとともに、介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換する場合に限り、介護老人保健施設の設備基準を緩和したところである。

II 諮問の内容

(1) 基本的な考え方

○ 今般、療養病床の一層の転換促進を図るために、以下のとおり、介護老人保健施設等の設備基準の見直しを行うこととする。

① 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正

- ・療養病床を有する病院から転換する場合の介護老人保健施設の設備基準（食堂・機能訓練室の面積）に係る経過措置の創設
- ・療養病床を有する診療所から転換する場合の介護老人保健施設の設備基準（療養室の面積、廊下幅、食堂・機能訓練室の面積）に係る経過措置の創設
- ・一般病床を有する病院・診療所から転換する場合の介護老人保健施設の設備基準（療養室の面積、廊下幅、食堂・機能訓練室の面積）に係る経過措置の創設
- ・転換した介護老人保健施設が病院・診療所と併設している場合の当該病院・診療所との診察室の共用

② 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正

- ・療養病床を有する病院・診療所から転換する場合の介護老人福祉施設の設備基準（廊下幅、食堂・機能訓練室の面積）に係る経過措置の創設
- ・一般病床を有する病院・診療所から転換する場合の介護老人福祉施設の設備基準（廊下幅、食堂・機能訓練室の面積）に係る経過措置の創設

(2) 具体的な設備基準の改正内容

介護老人保健施設における経過措置

- 療養病床を有する病院から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 食堂の面積基準は、1人当たり1㎡以上
 - ② 機能訓練室の面積基準は、40㎡以上とする。
※ 療養病床を有する病院から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設については、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

- 療養病床を有する診療所から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 療養室の面積基準は、1人当たり6.4㎡以上
 - ② 廊下幅の基準は、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）
 - ③ 食堂・機能訓練室の面積基準は、「食堂＋機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」又は「機能訓練室が40㎡以上（食堂が1人当たり1㎡以上）」とする。
※ ①の面積基準については、平成23年度末までの経過措置とする。
※ 療養病床を有する診療所から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設についても、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。

- 転換した介護老人保健施設が病院・診療所と併設している場合、当該病院・診療所との診察室の共用を認めることとする。

介護老人福祉施設における経過措置

- 療養病床を有する病院・診療所から転換した介護老人福祉施設は、
 - ① 廊下幅の基準は、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）
 - ② 療養病床を有する病院から転換する場合は、
 - ・食堂の面積基準は、1人当たり1㎡以上
 - ・機能訓練室の面積基準は、40㎡以上とし、療養病床を有する診療所から転換する場合は、「食堂＋機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」又は「機能訓練室が40㎡以上（食堂が1人当たり1㎡以上）」とする。

- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。

短期入所生活・療養介護（介護給付・予防給付）における経過措置

- 介護老人福祉施設・介護老人保健施設の設備基準の見直しにより、（介護予防）短期入所生活介護（特別養護老人ホームであって、入所者によって利用されていない居室を利用して短期入所生活介護の事業を行うものに限る。）・（介護予防）短期入所療養介護についても、それぞれと同様の経過措置の適用を受けることとなる。

厚生労働省発老第0329001号

平成19年3月29日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

柳澤 伯夫

諮 問 書

介護保険法（平成9年法律第123号）第88条第3項及び第97条第4項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正

- 療養病床を有する病院から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 食堂の面積基準は、1人当たり1㎡以上
 - ② 機能訓練室の面積基準は、40㎡以上とする。
※ 療養病床を有する病院から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設については、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

- 療養病床を有する診療所から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 療養室の面積基準は、1人当たり6.4㎡以上
 - ② 廊下幅の基準は、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）
 - ③ 食堂・機能訓練室の面積基準は、「食堂＋機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」又は「機能訓練室が40㎡以上（食堂が1人当たり1㎡以上）」とする。
※ ①の面積基準については、平成23年度末までの経過措置とする。
※ 療養病床を有する診療所から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設についても、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。

- 転換した介護老人保健施設が病院・診療所と併設している場合、当該病院・診療所との診察室の共用を認めることとする。

2 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正

- 療養病床を有する病院・診療所から転換した介護老人福祉施設は、
 - ① 廊下幅の基準は、内法1.2 m以上（両側に居室がある場合、内法1.6 m以上）
 - ② 療養病床を有する病院から転換する場合は、
 - ・ 食堂の面積基準は、1人当たり1 m²以上
 - ・ 機能訓練室の面積基準は、40 m²以上とし、療養病床を有する診療所から転換する場合は、「食堂+機能訓練室の面積基準は1人当たり3 m²以上」又は「機能訓練室が40 m²以上（食堂が1人当たり1 m²以上）」とする。

- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。

重度化対応加算等の経過措置の見直しに係る諮問について

I これまでの経過

- 平成18年の介護報酬改定では、介護老人福祉施設等の入所者の重度化に対応し、夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備する観点から、重度化対応加算やこれを前提とする看取り介護加算等を創設したところである。

また、重度化対応加算の算定に当たっては、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末まで常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を設定したところである。

II 諮問の内容

(1) 基本的な考え方

- これらの加算を通じて、ほとんどの介護老人福祉施設等で看護体制の強化や看取り体制の整備が行われると期待していたが、常勤の看護職員を看護責任者とするだけで足りるとする本経過措置の下でも、1/3以上の介護老人福祉施設で重度化対応加算が算定されていない状況にある。

(参考)

重度化対応加算の取得状況 63.8% (平成18年11月分)

- このような中で本経過措置が終了することとなれば、昨今の看護職員受給の逼迫とも相まって、重度化対応加算等が算定可能な介護老人福祉施設等はさらに減少し、看護体制の強化や看取り体制の整備は後退するおそれ大きい。

(参考)

- ・(社)全国老協の調査によれば、平成18年度において、看護師について募集人数以下しか応募がなかった施設が約9割。
- ・また、平成18年度の三菱総研調査によれば、常勤看護師がいない施設は20%、常勤看護師が1名のみの施設は34%。

- 加えて、療養病床転換に伴う受け皿を広くしていく観点から、できるだけ多くの介護老人福祉施設等において「看護職員による24時間連絡体制」などの重度化対応が行われることが望ましい。
- 経過措置を延長したとしても、現時点でも当初想定したよりも重度化対応加算の取得率が低いことや、経過措置の延長により給付費が更に増加するわけではないことから、介護保険財政への影響は想定されない。

(参考)

報酬改定の検討時のデータでは、常勤看護師のいる施設は75%であったことから、75%程度の施設で算定されるものと想定していた。

- 以上のことから、介護老人福祉施設等における夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備していくために、本経過措置を平成20年3月末まで延長することとする。

(2) 具体的な改正内容

重度化対応加算の経過措置の延長

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとする。

夜間看護体制加算の経過措置の延長

- 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとする。

(参考) 重度化対応加算等について

- 介護老人福祉施設等において、次の5つの要件を満たす場合に、入所者1名につき1日当たり10単位を加算するもの。

重度化対応加算	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
夜間看護体制加算	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

【重度化対応加算】 1日10単位加算

- ① 常勤の看護師（平成19年3月までは常勤の看護職員）を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ② 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ③ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ④ 看取りに関する職員研修を行っていること。
- ⑤ 看取りのための個室を確保していること。

※「夜間看護体制加算」については、①・②の要件に加え、「重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。」でよい。

- また、重度化対応加算が算定されることが、介護老人福祉施設において看取り介護を行ったことを評価する「看取り介護加算」の算定条件となっている。
- 重度化対応加算の算定に当たっては、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末まで常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を設定。

厚生労働省発老第0329002号

平成19年3月29日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

柳澤 伯夫

諮 問 書

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第5項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとする。

- 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算についても同様の措置を講ずること。

「介護保険料の在り方等に関する検討会」開催要綱

1 趣 旨

介護保険の第1号被保険者の保険料の賦課方法（現在は、個人住民税の課税状況等に応じて段階的に設定）等について検討するため、厚生労働省老健局長が有識者等からなる検討会を開催する。

2 主な検討課題

- (1) 定率負担方式の導入の是非など第1号被保険者の保険料の賦課方法の在り方について
- (2) その他

3 検討スケジュール

平成19年3月19日に第1回を開催。

4 検討会メンバー

学識経験者及び市町村関係者9名で構成。

※会議、議事録及び資料を原則公開とする。

介護保険の第1号被保険者の保険料について

- 介護保険の給付費の50%を、65歳以上の高齢者と40歳～64歳の者の人口比で按分し、市町村（保険者）は、その約19%を高齢者に個人単位で課した介護保険料により賄う。
- この介護保険料は、低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。（標準は6段階）

